平成２３年（フ）第５１０号
埼玉県越谷市蒲生４丁目３番１号　大角ハイツ201
債務者　荒井　智子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
三重県伊勢市朝熊町1912番地５
債務者　片出　義美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
埼玉県越谷市大字弥十郎547番地９
債務者　増山　友美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２０６号
大阪市旭区新森５丁目16番３号、申立時の住所大阪府茨木市水尾３丁目11番702号
債務者　セオサービスこと　妹尾　光哲
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０９号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目８番20号　ニッコーハイツ２Ｂ号
債務者　中矢　里美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９８号
大阪府高槻市玉川２丁目12番202号
債務者　深水　健司
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０５号
大阪府大東市北条７丁目14番２号
債務者　加藤　清明
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０６号
大阪府大東市北条７丁目14番２号
債務者　加藤ひろこ（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４１号
大阪市浪速区稲荷１丁目４番18―202号、前住所兵庫県伊丹市高台１丁目128番地
債務者　緒方　朋明
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６２号
大阪府吹田市昭和町１番22号
債務者　池田　久子（旧姓三善）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９４号
大阪府枚方市香里ケ丘４丁目16番地　D51―216
債務者　山田　直子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８０６号
大阪府枚方市印田町２―23、住民票上の住所大阪府東大阪市南荘町12番31―207号
債務者　中澄　宣久
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４３号
大阪府枚方市宮之阪１丁目９番６号
債務者　塚元　邦子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９０号
大阪市西成区南津守７丁目９番33―703号
債務者　大脇　明宏
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１２号
大阪府寝屋川市上神田１丁目49番32号、前住所和歌山市松江北２丁目15番３号
債務者　福原由美子（旧姓久七）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１８号
大阪市福島区鷺洲１丁目11番２号　岩崎ハイツ201号
債務者　長尾　啓子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２２号
大阪市淀川区新高６丁目３番10号
債務者　山崎　猛夫
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２６号
大阪府茨木市水尾１丁目19番13号
債務者　平石　照美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部